

第4章 計画の基本理念と施策の方向等

第4章 計画の基本理念と施策の方向等

1 基本理念

次代を担う子どもたちが、地域において、人と人とのふれあいや支え合い、助け合いのなかで、個性豊かにのびのびと健やかにはぐくまれ、子どもたちの生き生きとした笑顔や歓声に包まれた地域社会の構築をめざすため、「函館市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のように定めます。

「子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」

子どもたちはもちろん、子育て家庭を地域において温かく見守り、支えていくなかで、子どもたちが健やかに成長し、生き生きと「ひかり」輝くことは、市民の願いです。

子どもたちの輝きは、家庭や地域の輝きへつながり、やがては、市民一人ひとりが喜びに満ちあふれ、生き生きと「ひかり」輝いていく、そんな「ひかり」にあふれるまち「はこだて」をめざします。

2 基本的な視点

この計画における各施策の方向と事業の実施については、次の8つの基本的な視点のもとに取り組みます。

(1) 子どもの視点

子育て支援サービスの対象のほとんどが子ども自身であることから、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念に基づき、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組みを進めていきます。

(2) 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、中・長期的な視点に立った取組みを進めています。

(3) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援などの取組みだけでなく、子育てによる孤立などの要因から、児童虐待や引きこもりに至ることを防止するために、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取組みを進めていきます。

(4) 地域社会全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にありますが、子どもは地域社会の一員でもあることから、子どもを心身ともに健やかにはぐくむためには、家庭はもとより、地域、学校、企業、行政をはじめ地域社会全体が、地域の様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図ることが必要であり、子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取組みを進めていきます。

(5) サービス利用者の視点

多様化する子育て支援サービスのニーズに対応するため、子育て支援サービスの質を評価し、向上させていくという視点から、人材の資質の向上を図り、情報公開やサービス評価などの取組みを進めるほか、適切な情報提供を推進するなど、質の高い、多様な子育て支援サービスを提供するために、サービス利用者の視点に立った取組みを進めていきます。

(6) 仕事と生活の調和の実現の視点

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

子育ては男女が協力し合うことが必要であり、また、働き方の見直しには、企業等の理解と協力が不可欠であることから、仕事と生活の調和の実現の視点に立った取組みを進めていきます。

(7) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

多様な働き方や生き方に合わせて、子育て等に係る必要な支援を受けることができるとともに、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点に立った取組みを進めていきます。

(8) 地域特性の視点

本市は、平成16年の市町村合併により広域化しており、旧市内と合併町村との間では、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等に差異が生じています。

また、長引く経済不況や雇用環境の悪化など、市全体として、子どもや

子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、創意工夫のもと、地域の実情に応じて、その特性を生かした事業展開を図るなど、地域特性の視点に立った取組みを進めていきます。

3 施策の方向

この計画の基本理念の実現に向けて、次の8つの施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 地域における子育て支援

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

なかでも、保育サービスについては、子どもの最善の利益を考えるとともに、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえ、サービスの提供体制を整備します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

さらに、地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての友達関係の形成のほか、児童の自主性や社会性の発達などに大きな影響があると考えられることから、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

これらの取組みについて、より効果的な展開を図るため、必要に応じて、高齢者や育児経験豊かな主婦等の地域における人材の養成や活用に努めます。

(2) 母子の健康確保と増進

母子保健は、人が生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩であり、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つことができる基礎でもあることから、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を推進します。

また、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成のほか、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実や小児医療の充実に取り組みます。

(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

次の時代に親となる子どもが豊かな人間性を形成し、自立できるようはぐくむため、家庭は男女が協力して築くものであること、子どもを生み育てるとの意義に関するこの教育・広報・啓発に取り組みます。

また、子どもが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるような

教育環境等の整備を推進します。

さらには、地域社会全体で子どもを育てるために、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や安心して外出できる環境の整備など、子育てに配慮したまちづくりを推進します。

また、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るために関係機関と連携した活動を推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、道、企業、労働者団体、子育て支援団体などと相互に密接に連携しながら、創意工夫するなかで、ライフステージの各段階に応じ、地域の実情に即した取組みを推進します。

また、関係法制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実により、仕事と子育ての両立のための基盤整備を推進します。

(6) 特別な援助を要する家庭への支援

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見、早期対応など、児童虐待の防止対策等の充実を図ります。

また、障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見・治療の推進はもとより、障がい児の健全な発達を支援するなど、障がい児施策の充実を図り、身近な地域で安心して生活できる環境の整備を推進します。

(7) 母子家庭および父子家庭の自立支援

母子家庭等については、子育てをしながらの就労などの理由により、経済的自立が難しい状況にあるなかで、母子家庭等の児童の健全な育成を図るために、子育てや生活の支援策、就業支援策、経済的支援策、さらには養育費の確保対策に取り組みます。

(8) 子育てに伴う経済的負担の軽減

理想と考える子どもの数に対して、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由として、子育てに伴う経済的負担を挙げている保護者が最も多いことから、教育費、医療費等経済的な負担の軽減に努めます。

4 施策の体系



